㈱　積立金の国庫納付等

1　前中期目標期間最終年度の積立金の期末残高は802,351,964円であり、これに前中期目標期間の最終年度の未処分利益689,803,916円を加えると、積立金は1,492,155,880円となります。

2　この積立金1,492,155,880円のうち、今中期目標期間の業務の財源として繰越の承認を受けた額は1,456,983,005円であり、差し引き35,172,875円については国庫に納付しております。

8．目的積立金等の取崩しの明細

（単位：円）

区分		金額	摘要	
目的積立金等取崩額	前中期目標期間繰越積立金	40,423,715	固定資産の減価償却費相当額	32,398,159
			前払金の費用化相当額	8,025,556

9．運営費交付金以外の国からの財源措置の明細

9－1　補助金等の明細

（単位：円）

区分	当期交付額	左の会計処理内訳					摘要
		建設仮勘定補助金等	資産見返補助金等	資本剰余金	預り補助金等	収益計上	
本州四国連絡橋維持修繕政府負担金	13,689,000	0	0	0	0	13,689,000	
計	13,689,000	0	0	0	0	13,689,000	

10．役員及び職員の給与の明細

（単位：千円、人）

区分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	583	0	—	—
職員	4,502	0	—	—
合計	5,085	0	—	—

（注1）　上記支給額は千円未満四捨五入で表示しております。

（注2）　報酬又は給与の支給額は、賞与及び諸手当を含んでおります。

（注3）　役員に対する報酬及び退職手当の支給基準は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構役員給与規程及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構役員退職手当規程に定め、独立行政法人通則法62条の規定により準用される同法第52条第２項の規定にに基づき、国土交通大臣に届け出るとともに、公表しております。

（注4）　職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構職員給与規程及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構職員退職金支給規程に定め、独立行政法人通則法63条第２項の規定に基づき、国土交通大臣に届け出るとともに、公表しております。

（注5）　支給人員数は、年間平均支給人員数（単位未満四捨五入）を記載しており、役員については、期末現在の人員数とは異なります。なお、支給額は共通経費を按分した金額を含んでおります。

（注6）　非常勤の役員及び職員はおりません。

11．セグメント情報（平成22年４月１日～平成23年３月31日）

当勘定は単一セグメントによって事業を行っているため、記載を省略しております。

事務総長付特別嘱託等の任命に関する規則制定公告

事務総長付特別嘱託等の任命に関する規則（規則第百四十九号）を左の通り制定したので公告する。

平成二十三年八月十八日

日本弁護士連合会

事務総長付特別嘱託等の任命に関する規則

（平成二十三年八月十八日規則第百四十九号）

（目的）

第一条　この規則は、事務総長付特別嘱託及び臨時嘱託の任命に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（任命）

第二条　本会は、次の各号に掲げる課題に対処するため、当該各号に定める嘱託を置くことができる。

一　本会が直面する重要な課題　事務総長付特別嘱託

二　本会が臨時に対応を要する課題　臨時嘱託

2　前項各号に規定する事務総長付特別嘱託及び臨時嘱託（以下「事務総長付特別嘱託等」という。）は、事務総長の推薦に基づき、会長が委嘱する。

3　事務総長付特別嘱託等の任期は、二年を超えない範囲で委嘱の際に事務総長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

（任務）

第三条　事務総長付特別嘱託等は、会長の指示を受けて、その任務を遂行する。

附　則

1　この規則は、平成二十三年八月十八日から施行する。

2　この規則施行の際現に委嘱されている事務総長付特別嘱託等の当該委嘱に係る任期は、なお従前の例による。